

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省 国土政策局 地域振興課）

項 目 名	過疎地域における事業用設備等に係る割増償却の延長		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	《現行制度の概要》 個人又は法人が、過疎関係市町村等が定める過疎地域持続的発展市町村計画において、産業振興促進区域として定められている区域内で生産等設備を取得等して一定の事業の用に供した場合、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の定めにより、機械、建物等の資産について、通常の償却額に加え、普通償却限度額の一定割合を割増償却額として計上することを認める措置。 ○対象事業：製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 ○割増償却対象設備：機械及び装置、建物及び附属設備、構築物 ○割増償却期間：5年間 ○割増償却限度額：・機械・装置 普通償却限度額の32% ・建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48% 《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和11年3月31日までとする。		
	《関係条項》 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第23条 租税特別措置法第12条、第45条	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	一百万円 （▲300百万円の内数） （一百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 過疎対策については、昭和 45 年以来、5 次にわたる議員立法により過疎法が制定されており、令和 3 年に施行された現行の過疎法は、過疎地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としている。 また、過疎法では、過疎地域の持続的発展のための対策の目標の一つとして、産業を振興し、あわせて安定的な雇用機会を拡充することが定められており、そのために、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有している。 この施策の一つとして、過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の特例が定められている。 以上の過疎法の趣旨・規定に基づき、人口の著しい減少という過疎地域の課題を踏まえ、製造業や旅館業等の設備投資を促進し、産業の振興を図り、過疎地域の雇用機会の拡充による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ることを政策目的とする。 (2) 施策の必要性 過疎地域における民間事業者の設備投資を促進する中で雇用機会の拡充を図ることが必要である。 具体的には、過疎地域で重要な役割を果たし、かつ雇用機会の拡充について有効な製造業等について、設備投資が円滑に行われるようにするとともに、過疎地域が有する観光資源や農林水産物等を活用した産業、あるいは地理的な条件を受けにくい情報サービス業等を創出する取組を行う民間事業者を支援する必要がある。 本特例措置は、過疎地域において民間事業者が行う製造業や旅館業等の設備投資を促し、雇用機会の拡充を図ることを目的とする措置であり、過疎対策の重要性に鑑みれば、国として講じていくべき必要な施策であることから、2 年間の期間の延長を要望するものである。		
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け

			三～七（略） ○第5条 国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。 ○第23条 市町村計画に記載された産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（産業振興促進区域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。次条において同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。次条において同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。次条において同じ。）をした者がある場合には、当該設備を構成する機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、特別償却を行うことができる。 【「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和8年7月21日閣議決定）】 第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 1. 「強い経済」の実現 （3）強い地域経済の構築 （個性を活かした地域づくり） 過疎地域、離島、奄美、小笠原、半島、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。 【令和9年度概算要求における政策体系図】 Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興（地域力創造）
		政 策 の 達成目標	上記政策目的を踏まえ、本特例により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域における新規雇用の創出及び事業所数の減少の抑制等を目標とする。 ○測定指標：本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数 ○補助指標：①本特例の適用を受けた事業者による設備投資額 ②過疎地域における事業所数 ③過疎地域における企業立地件数 ●目標値：本特例の適用期間中（令和9年度～令和10年度）に本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を350人以上とする。（各年度175人以上とする。）

			●補助指標の目標値： ①本特例の適用期間中（令和 9 年度～令和 10 年度）に本特例の適用を受けた事業者による設備投資額を 435 億円とする。 ②令和 6 年度から令和 10 年度までの過疎地域の事業所数の年平均増減率と全国の事業所数の年平均増減率との差について、令和 3 年度から令和 6 年度までの同差（▲1.4 ポイント）を上回らないことを目標とする。 ③企業立地数については、令和 10 年度時点で令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間と同水準（781 件）の立地数を目標とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間（令和 9 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	上記政策目的を踏まえ、本特例により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用機会の拡充（新規雇用の創出）を目標とする。 また、本措置の直接的効果を多面的に補足するため、補助指標として、本特例を活用した設備投資額の拡大、全国の事業所数に対する過疎地域の事業所数の減少の抑制及び企業立地数の維持を目標とする。 具体的には、本特例の適用期間中（令和 9 年度～令和 10 年度）に本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を 350 人以上とする。 加えて、本特例の適用期間中（令和 9 年度～令和 10 年度）に本特例の適用を受けた事業者による設備投資額を 435 億円以上とし、本特例の適用期間中（令和 9 年度～令和 10 年度）の過疎地域における事業所数の年平均増減率について、全国の事業所数の年平均増減率との差が、令和 3 年度から令和 6 年度までの同差（▲1.4 ポイント）を上回らないこととする。また、企業立地数については、令和 10 年度時点で令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間と同水準（781 件）の立地数を目標とする。
		政策目標の達成状況	○前回要望時の目標 (1) 過疎地域の事業所数について、今後 5 年間の増減率が直近 5 年間の増減率を上回ることを目標とし、令和 8 年度事業所数を 52,983 件（5 年間の増減率が▲11%）とする。 (2) 企業立地数については、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間と同水準（665 件）の立地数を目標とする。 (3) 「この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数及び当該事業者による新規雇用者数」（5 事業者、57 人）を維持する。 ○達成状況 ・ 過疎地域における令和 3 年度から令和 8 年度の事業所数の増減率

令和８年度事業所数の目標（52,983 件）については、「経済センサス活動調査」の全国の事業所数を用いて推計していたが、その後「日本標準産業分類」の改定等が行われており、経済センサス等における全国事業所の減少要因を把握することが困難な状況となっている。

なお、経済センサス調査等から把握できる「全国の事業所数」及び「過疎地域の事業所数」は下記のとおり。前回目標に対応する令和３年度から５年間の増減率（推計）は、全国▲20.0%、過疎地域▲25.3%となっている。

	A	B	
	H 2 8	R 3	B/A－ 1 (%)
過疎地域の事業所数 (C・D推計)	66,850	59,464	▲11.0
全国の事業所数 (D推計)	562,519	528,973	▲6.0
出典等	H 2 8 センサス	R 3 センサス	

	C		D	
	R 6	C/B－ 1 (%)	R 8	D/B－ 1 (%)
過疎地域の事業所数 (C・D推計)	49,812	▲16.2	44,439	▲25.3
全国の事業所数 (D推計)	462,903	▲12.5	423,432	▲20.0
出典等	R 6 経済構造実態調査		(推計)	

・ 過疎地域における企業立地数

	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
製造業	185	180	215	193	176	190	190	190
非製造業	465	563	730	581	614	591	591	591
合計	650	743	945	774	790	781	781	781

※下線を付した年度は推計値。

※算定根拠については別紙１のとおり。

		・この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数及び当該事業者による新規雇用者数 <table><tr><th>年度</th><th>この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数 及び当該事業者による新規雇用者数</th></tr><tr><td>R 4</td><td>5 事業者（57 人）</td></tr><tr><td>R 5</td><td>7 事業者（96 人）</td></tr><tr><td>R 6</td><td>8 事業者（43 人）</td></tr><tr><td>R 7</td><td>3 事業者（9 人）</td></tr><tr><td>R 8</td><td>6 事業者（51 人）</td></tr></table> ※下線を付した年度は推計値。 ※算定根拠については別紙 1 のとおり。 《所期の達成目標の達成状況を踏まえた本特例措置を引き続き実施する必要性》 ・過疎地域の事業所数は令和 8 年度の目標達成に至らない見込みであるが、過疎地域における事業所数減少が継続していることに変わりはなく、事業基盤の維持・確保は依然として重要な課題である。このため、過疎地域における設備投資及び事業活動の活性化を図る観点から、本特例措置については引き続き実施する必要がある。 ・企業立地数については、令和 6 年度から令和 8 年度の数値が所期の達成目標を上回る見込みであり、概ね有効な手段であったと評価できる。 ・「この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数及び当該事業者による新規雇用者数」については、年度により、所期の達成目標の達成・未達があるものの、目標としていた令和 4 年度の数値と同程度の水準で推移しており、概ね有効な手段であったと評価できる。 ・上記を踏まえ、引き続き、本特例措置により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用機会の拡充及び新規雇用の創出を図る必要がある。	年度	この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数 及び当該事業者による新規雇用者数	R 4	5 事業者（57 人）	R 5	7 事業者（96 人）	R 6	8 事業者（43 人）	R 7	3 事業者（9 人）	R 8	6 事業者（51 人）								
年度	この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数 及び当該事業者による新規雇用者数																					
R 4	5 事業者（57 人）																					
R 5	7 事業者（96 人）																					
R 6	8 事業者（43 人）																					
R 7	3 事業者（9 人）																					
R 8	6 事業者（51 人）																					
有効性	要望の措置の適用見込み	【適用見込（件数・金額）、減収見込み】 <table><tr><th>年度</th><th>適用件数</th><th>適用額 （千円）</th><th>減収見込み （千円）</th></tr><tr><td>R 7</td><td>182</td><td>1, 897, 714</td><td>440, 270</td></tr><tr><td>R 8</td><td>189</td><td>1, 970, 703</td><td>457, 203</td></tr><tr><td>R 9</td><td>189</td><td>1, 970, 703</td><td>457, 203</td></tr><tr><td>R10</td><td>189</td><td>1, 970, 703</td><td>457, 203</td></tr></table> ※算定根拠については別紙 1 のとおり。	年度	適用件数	適用額 （千円）	減収見込み （千円）	R 7	182	1, 897, 714	440, 270	R 8	189	1, 970, 703	457, 203	R 9	189	1, 970, 703	457, 203	R10	189	1, 970, 703	457, 203
	年度	適用件数	適用額 （千円）	減収見込み （千円）																		
R 7	182	1, 897, 714	440, 270																			
R 8	189	1, 970, 703	457, 203																			
R 9	189	1, 970, 703	457, 203																			
R10	189	1, 970, 703	457, 203																			
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置により、設備投資直後の資金繰りが緩和され、その結果、捻出された資金による事業者の設備投資が促進される効果が期待でき、ひいては、設備投資に伴って事業者が事業の拡大を行うことで、当該過疎地域における雇用の創出・確保につながるものと考えている。																				

●新規雇用者数

	年度	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数(人)	本特例措置を「資金的余裕が生まれ、新規雇用又は雇用の維持が可能となる」として活用した事業者による新規雇用者数(人)	本特例措置がなければ「雇用を増加させなかった」「雇用を減少させた」とした事業者による新規雇用者数(人)
見込み	R 8	175 人	80 人	51 人
	R 9	175 人	80 人	51 人
	R10	175 人	80 人	51 人

※算出方法：各年度について、令和4年度から令和7年度の実績の平均値と同数と見込んだ。

●設備投資額

	年度	本特例の適用を受けた事業者による設備投資額	本特例措置を「資金的余裕が生まれ、更なる追加投資が可能となる」として活用した事業者による設備投資額	本特例措置がなければ「当該設備等に関する取得等をしなかった」「当該設備等に関する取得等を遅らせた」などと回答した事業者による設備投資額
見込み	R 8	217.5 億円	110.7 億円	64.6 億円
	R 9	217.5 億円	110.7 億円	64.6 億円
	R10	217.5 億円	110.7 億円	64.6 億円

※算出方法：令和4年度から令和7年度の実績の単年度平均と同数と推計。

●事業所の増減率

〈過疎地域〉

令和6年度：49,812 事業所

令和10年度：39,390 事業所（推計値）

$(39,390 - 49,812) / 49,812 \div \blacktriangle 0.209 = \blacktriangle 20.9\%$ （4年間の増減率）

$(1 - 0.209)^{(1/4)} - 1 \div \blacktriangle 0.057 = \blacktriangle 5.7\%$ （年平均増減率）

		〈全国〉 令和 6 年度：462,903 事業所 令和 10 年度：388,273 事業所（推計値） $(388,273 - 462,903) / 462,903 \div \blacktriangle 0.161 = \blacktriangle 16.1\%$（4 年間の増減率） $(1 - 0.161)^{(1/4)} - 1 \div \blacktriangle 0.043 = \blacktriangle 4.3\%$（年平均増減率） ・年平均増減率について、過疎地域の数値と全国の数値の差 $\blacktriangle 5.7\% - \blacktriangle 4.3\% = \blacktriangle 1.4$ ポイント ※算定根拠については別紙 1 のとおり。 ●企業立地数 〈直近 5 年間〉 <table><tr><td></td><td>R 元</td><td>R 2</td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>平均</td></tr><tr><td>製造業</td><td>185</td><td>180</td><td>215</td><td>193</td><td>176</td><td>190</td></tr><tr><td>非製造業</td><td>465</td><td>563</td><td>730</td><td>581</td><td>614</td><td>591</td></tr><tr><td>合計</td><td>650</td><td>743</td><td>945</td><td>774</td><td>790</td><td>781</td></tr></table> 〈今後 5 年間の見込〉 <table><tr><td></td><td>R 6</td><td>R 7</td><td>R 8</td><td>R 9</td><td>R10</td></tr><tr><td>製造業</td><td>190</td><td>190</td><td>190</td><td>190</td><td>190</td></tr><tr><td>非製造業</td><td>591</td><td>591</td><td>591</td><td>591</td><td>591</td></tr><tr><td>合計</td><td>781</td><td>781</td><td>781</td><td>781</td><td>781</td></tr></table> ※算定根拠については別紙 1 のとおり。		R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	平均	製造業	185	180	215	193	176	190	非製造業	465	563	730	581	614	591	合計	650	743	945	774	790	781		R 6	R 7	R 8	R 9	R10	製造業	190	190	190	190	190	非製造業	591	591	591	591	591	合計	781	781	781	781	781
	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	平均																																																
製造業	185	180	215	193	176	190																																																
非製造業	465	563	730	581	614	591																																																
合計	650	743	945	774	790	781																																																
	R 6	R 7	R 8	R 9	R10																																																	
製造業	190	190	190	190	190																																																	
非製造業	591	591	591	591	591																																																	
合計	781	781	781	781	781																																																	
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	・地方税の減収補填措置（事業税、不動産取得税、固定資産税）（過疎法第 24 条）																																																				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	過疎地域持続的発展支援交付金（継続） （令和 9 年度概算要求額 11.2 億円）																																																				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	過疎地域持続的発展支援交付金は、 ・基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、専門人材や ICT 等技術を活用して行う生活支援の取組や「働く」場の創出等の取組を支援する「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」 ・過疎地域の課題解決に特に必要となる「人材育成」や「ICT 等技術の活用」の取組等を支援する「過疎地域持続的発展支援事業」 ・都市部から過疎地域への移住・定住を促進するため、過疎市町村が実施する、定住促進団地の整備や空き家の有効活用に資する取組を支援する「過疎地域集落再編整備事業」																																																				

			・過疎市町村等が実施する、遊休施設を地域課題解決に資する施設等に再整備する取組を重点的に支援する「遊休施設再整備事業」 に対して補助するものであり、過疎地域の課題解決や生活機能の維持・活性化を支援する役割を担うものである。 一方、本特例措置は、個々の民間事業者の過疎地域における設備投資を促進し、過疎地域における雇用の機会の拡充を後押しする役割を担うものであり、当該交付金とは支援対象や目的が異なることから、両者の間に代替性はない。																						
		要望の措置の妥当性	本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。また、課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、過疎地域における設備投資のインセンティブとなり、過疎地域の雇用の確保という政策目的において効果が見込まれる。 過疎地域の著しい人口減少等の状況を踏まえると、過疎地域における設備等の取得等などの事業者の活動を支援することで、雇用機会の拡充を図る必要性は引き続き存在することから、そのインセンティブとなる本特例措置を継続する必要がある。 なお、本特例措置の対象業種は、地域における雇用の増大に特に寄与する業種を対象としており、無差別に適用されるものではないことから、必要最小限の措置である。 ※1件あたり減収額は約 242 万円であり、事務コストを考慮すると、補助金で交付する事は非効率と考える。 (令和6年度1件あたり減収額) 295,130 千円 ÷ 122 件 = 2,419 千円 (千円未満四捨五入)																						
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 連する事項	租税特別措置の適用実績	【適用実績（件数・金額）、減収額】																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>適用 件数</th><th>適用額 (千円)</th><th>減収額 (千円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 3</td><td>31</td><td>127,179</td><td>29,506</td></tr> <tr> <td>R 4</td><td>82 (89)</td><td>568,480 (365,167)</td><td>131,887 (84,719)</td></tr> <tr> <td>R 5</td><td>121 (147)</td><td>1,248,548 (603,141)</td><td>289,663 (139,929)</td></tr> <tr> <td>R 6</td><td>122 (205)</td><td>1,272,112 (841,115)</td><td>295,130 (195,139)</td></tr> <tr> <td>R 7</td><td>182 (263)</td><td>1,897,714 (1,079,089)</td><td>440,270 (250,349)</td></tr> </tbody> </table> ※算定根拠については別紙1のとおり。 ※括弧書き：前回要望時に見込んだ適用件数・金額、減収額等 ※令和7年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」がまだ提出されていないため、過疎対策室独自調査により把握した件数としている。		年度	適用 件数	適用額 (千円)	減収額 (千円)	R 3	31	127,179	29,506	R 4	82 (89)	568,480 (365,167)	131,887 (84,719)	R 5	121 (147)	1,248,548 (603,141)	289,663 (139,929)	R 6	122 (205)	1,272,112 (841,115)	295,130 (195,139)	R 7	182 (263)
年度	適用 件数	適用額 (千円)	減収額 (千円)																						
R 3	31	127,179	29,506																						
R 4	82 (89)	568,480 (365,167)	131,887 (84,719)																						
R 5	121 (147)	1,248,548 (603,141)	289,663 (139,929)																						
R 6	122 (205)	1,272,112 (841,115)	295,130 (195,139)																						
R 7	182 (263)	1,897,714 (1,079,089)	440,270 (250,349)																						

- 《前回要望時の将来予測と適用件数等がかい離している原因》
- ・適用件数の実績値が前回要望時の将来予測とかい離している要因として、本税制の適用に必要な市町村による「確認書」の発行を受けた事業者のうち、決算赤字となった事業者が最終的に本制度を活用しなかったことが挙げられる（赤字のため制度を活用しなかった事業者数：令和４年度（前回要望時）14事業者、令和７年度 78事業者）。
 - ・なお、実際の適用件数に加え、確認書発行後に決算赤字を理由として制度を活用しなかった事業者を含めると、前回要望時の将来予測の水準となる。

年度	前回予測	適用実績 (A)	赤字のため制度を 活用しなかった 事業者の件数 (B)	合計 (C=A+B)
R 4	89 件	82 件	14 件	96 件
R 5	147 件	121 件	49 件	170 件
R 6	205 件	122 件	53 件	175 件
R 7	263 件	182 件	78 件	260 件

※過疎対策室独自調査により算出。

- ・また、適用額が前回要望時の将来予測とかい離した要因として、大規模な設備投資を実施する事業者の割合が増加したことが挙げられる。
- ・前回要望時点で把握していた実績では、大規模な設備投資を行った事業者の割合が現在より低く、1件当たりの適用額も実績値より少なく見積もられていた。そのため、実際の適用額との間にかい離が生じた。

年 度	設備取得価額ごとの活用件数			
	500 万円以上 1000 万円未満	1000 万円以上 2000 万円未満	2000 万円以上 1 億円未満	1 億円以上
R 4	7 (7.9%)	5 (5.6%)	74 (83.1%)	3 (3.4%)
R 5	9 (7.1%)	9 (7.1%)	55 (43.3%)	54 (42.5%)
R 6	17 (10.7%)	11 (6.9%)	75 (47.2%)	56 (35.2%)
R 7	15 (8.2%)	14 (7.7%)	78 (42.9%)	75 (41.2%)

※過疎対策室独自調査により算出。

《前回要望時の将来予測と適用実績がかい離している実態を踏まえても本特例措置が目標の実現に有効な手段であることの理由》

上記のとおり前回要望時の見込みと適用実績に差は生じたが、後述「租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)」記載のとおり、過疎地域における製造業や旅館業等の事業者の事業拡大を通じた過疎地域の雇用機会の拡充（新規雇用の

		創出)に寄与している実績があることから、本特例措置は有効な手段であると考えられる。 ＜本特例措置の適用の偏りについて＞ 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(令和3年第204回国会提出、令和4年第208回国会提出、令和5年第211回国会提出、令和6年第213回国会提出、令和7年第217回国会提出、令和8年第221回国会提出)によれば、多数の業種で適用実績があり、本特例措置の適用が一部の業種に偏っているということはない(別紙1(4.本特例措置が多数の業種で活用されていることについて)参照)。 また、過疎対策室独自調査によれば、令和6年度・令和7年度に本特例措置を適用した法人事業所が確認された団体は58市町村・35道府県にわたっており、地域的にも偏りはない(別紙2参照)。 さらに、上記報告書(令和6年第213回国会提出、令和7年第217回国会提出、令和8年第221回国会提出)によれば、令和4年度～令和6年度における上位10社の適用額合計の割合は、それぞれ67.8%、68.6%、65.6%であり、一部の事業者に偏って適用されるものではない。 引き続き、過疎地域の対象事業者が広く本特例措置を活用して設備投資を行い、設備投資に伴って事業の拡大を行うことで、当該過疎地域における雇用の創出・確保を図っていく必要がある。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	○根拠条文：租特法第45条第3項の表中第1号 ○適用件数：82件(令和4年度) 121件(令和5年度) 122件(令和6年度) ○適用額：568,480千円(令和4年度) 1,248,548千円(令和5年度) 1,272,112千円(令和6年度) ※本要望は、「特定地域における産業振興機械等の割増償却」のうち、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の一定の過疎地域及び過疎地域に準ずる地域のうち特定過疎地域持続的発展市町村計画に記載された地区」に係る部分である。

租税特別措置の適用による効果
(手段としての有効性)

●新規雇用者数

年度	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数 (人)	本特例措置を「資金的余裕が生まれ、新規雇用又は雇用の維持が可能となる」として活用した事業者による新規雇用者数 (人)	本特例措置がなければ「雇用を増加させなかった」「雇用を減少させた」とした事業者による新規雇用者数 (人)
R 4	202 人	102 人	57 人
R 5	270 人	128 人	96 人
R 6	120 人	70 人	43 人
R 7	108 人	19 人	9 人
R 8	175 人	80 人	51 人

●設備投資額

年度	本特例の適用を受けた事業者による設備投資額	本特例措置を「資金的余裕が生まれ、更なる追加投資が可能となる」として活用した事業者による設備投資額	本特例措置がなければ「当該設備等に関する取得等をしなかった」「当該設備等に関する取得等を遅らせた」などと回答した事業者による設備投資額
R 4	380.0 億円	192.1 億円	179.8 億円
R 5	226.1 億円	85.5 億円	15.2 億円
R 6	140.1 億円	128.9 億円	19.7 億円
R 7	123.8 億円	36.3 億円	43.6 億円
R 8	217.5 億円	110.7 億円	64.6 億円

※算定根拠については別紙 1 のとおり。

著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、雇用の場の確保が重要な課題となっている。過疎地域において企業等が設備投資を行うことで、過疎地域における雇用の確保につながるという社会的意義があり、前述のように設備投資及び雇用の確保の効果があつた。

また、過疎対策室独自調査結果によれば、本特例を適用した事業者からは、割増償却によって、雇用増加・維持を図ることができた、投資へ後押しになったなどの回答があり、本割増償

	却制度は企業の設備投資に一定程度寄与していることが確認できている。 さらに、仮に本特例制度がない場合、雇用を増加させなかった、当該設備投資をしなかった等の回答があり、上記にて述べてきた過疎地域における雇用創出効果が期待できなくなる。 <table><tr><th>年度</th><th>この制度がなければ 「当該設備等に関する取得等をしなかった」などと回答した事業者数</th><th>制度活用事業者による 新規雇用者のうち、 市町村外からの 転入者数</th></tr><tr><td>R 5</td><td>22 事業者</td><td>102 人</td></tr><tr><td>R 6</td><td>13 事業者</td><td>40 人</td></tr><tr><td>R 7</td><td>10 事業者</td><td>23 人</td></tr></table>	年度	この制度がなければ 「当該設備等に関する取得等をしなかった」などと回答した事業者数	制度活用事業者による 新規雇用者のうち、 市町村外からの 転入者数	R 5	22 事業者	102 人	R 6	13 事業者	40 人	R 7	10 事業者	23 人
年度	この制度がなければ 「当該設備等に関する取得等をしなかった」などと回答した事業者数	制度活用事業者による 新規雇用者のうち、 市町村外からの 転入者数											
R 5	22 事業者	102 人											
R 6	13 事業者	40 人											
R 7	10 事業者	23 人											
前回要望時の達成目標	(1) 過疎地域の事業所数について、今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とし、令和8年度事業所数を52,983件（5年間の増減率が▲11%）とする。 (2) 企業立地数については、平成28年度から令和2年度までの5年間と同水準（665件）の立地数を目標とする。 (3) 「この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数及び当該事業者による新規雇用者数」（5事業者、57人）を維持する。												

前回要望時
からの達成
度及び目標
に達してい
ない場合の
理 由

【過疎地域の事業所数の増減率】

令和8年度事業所数の目標（52,983件）については、「経済センサス活動調査」の全国の事業所数を用いて推計していたが、その後「日本標準産業分類」の改定が行われており、経済センサスにおける全国事業所の減少要因を把握することが困難な状況となっている。

なお、経済センサス調査等から把握できる「全国の事業所数」及び「過疎地域の事業所数」は下記のとおり。前回目標に対応する令和3年度から5年間の増減率（推計）は、全国▲20.0%、過疎地域▲25.3%となっている。

	A		B	
	H28		R3	
				B/A-1 (%)
過疎地域の事業所数 (C・D推計)	66,850		59,464	▲11.0
全国の事業所数 (D推計)	562,519		528,973	▲6.0
出典等	H28センサス		R3センサス	

	C		D	
	R6		R8	
		C/B-1 (%)		D/B-1 (%)
過疎地域の 事業所数 (C・D推計)	49,812	▲16.2	44,439	▲25.3
全国の 事業所数 (D推計)	462,903	▲12.5	423,432	▲20.0
出典等	R6経済構造実態調査		(推計)	

【過疎地域における企業立地数】

	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
製造業	185	180	215	193	176	190	190	190
非製造業	465	563	730	581	614	591	591	591
合計	650	743	945	774	790	781	781	781

※算出根拠：過疎対策室独自調査により算出。

- ・企業立地件数については、令和6年度から令和8年度の数値が所期の達成目標を上回る見込みである。

【この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数及び当該事業者による新規雇用者数】

年度	この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数 及び当該事業者による新規雇用者数
R 4	5 事業者 (57 人)
R 5	7 事業者 (96 人)
R 6	8 事業者 (43 人)
R 7	3 事業者 (9 人)
R 8	6 事業者 (51 人)

※算出根拠：過疎対策室独自調査により算出。

- ・ 現行制度の適用期間における「この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数及び当該事業者による新規雇用者数」については、R 6～R 8 累計目標 15 事業者、171 人（各年度 R4 実績と同数で推計）に対し、現時点では 18 事業者、148 人と、事業者数については目標を達成する見込みであるものの、新規雇用者数については目標を下回る見込となった。
- ・ 主な要因としては、1 事業者当たりの雇用創出人数が、前回要望時に想定した値を下回ったことが挙げられる。
- ・ 具体的には、適用 1 件当たりの新規雇用者数は R 4 実績 2.46 人、R 5 実績 2.23 人であったが、R 6 以降は 1 人を下回り、R 7 実績では 0.59 人となっている。
- ・ これに伴い、適用した事業者数は減少していないが、「この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数及び当該事業者による新規雇用者数」については、減少したものと思われる。
- ・ 一方で、小規模な設備投資（設備取得価格（500 万円以上、1000 万円未満））においても一定の新規雇用が確認できるほか、活用件数も増加傾向となっており、過疎地域における投資需要に対応しているものと考えられる。また、当制度を活用した事業者における新規雇用者割合は、R 4：2.57%、R 5：5.16%、R 6：2.50%、R 7：3.70%で推移しており、制度を活用した各企業における継続的な雇用の促進が確認できる。

①適用 1 件当たりの新規雇用者数

年度	適用件数	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数	1 件当たり新規雇用者数
R 4	82 件	202 人	2.46 人
R 5	121 件	270 人	2.23 人
R 6	122 件	120 人	0.98 人
R 7	182 件	108 人	0.59 人
R 8	189 件	175 人	0.93 人

※算出根拠：R 4～R 6 の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（令和 6 年第 213 回国会提出、令和 7 年第 217 回国会提出、令和 8 年第 221 回国会提出）による。R 7 の適用件数及び全

		年度の新規雇用者数は過疎対策室独自調査により算出。1件当たりの新規雇用者数は「新規雇用者数/適用件数」により算出。（R8は、推計値を記入している。） ②従業員数に占める新規雇用者数の割合 <table><tr><th>年度</th><th>制度を活用した事業者の従業員数</th><th>制度を活用した事業者の新規雇用者数</th><th>従業員数に占める新規雇用者数の割合</th></tr><tr><td>R4</td><td>7,870人</td><td>202人</td><td>2.57%</td></tr><tr><td>R5</td><td>5,229人</td><td>270人</td><td>5.16%</td></tr><tr><td>R6</td><td>4,805人</td><td>120人</td><td>2.50%</td></tr><tr><td>R7</td><td>2,916人</td><td>108人</td><td>3.70%</td></tr></table> ※算出根拠：合計従業員数及び事業者数は過疎対策室独自調査により算出。（R8は来年度調査予定。）総従業員数に占める新規雇用者数の割合は「新規雇用者数/合計従業員数」により算出。 ③取得価額別活用件数（R4～R7） <table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="3">設備取得価額ごとの活用件数</th></tr><tr><th>500万円以上 1000万円未満</th><th>1000万円以上 2000万円未満</th><th>2000万円以上</th></tr><tr><td>R4</td><td>7</td><td>5</td><td>77</td></tr><tr><td>R5</td><td>9</td><td>9</td><td>109</td></tr><tr><td>R6</td><td>17</td><td>11</td><td>131</td></tr><tr><td>R7</td><td>15</td><td>14</td><td>153</td></tr></table> ※算出根拠：過疎対策室独自調査により算出 ④新規雇用者数（R4～R7） <table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="3">設備取得価額ごとの新規雇用者数</th></tr><tr><th>500万円以上 1000万円未満</th><th>1000万円以上 2000万円未満</th><th>2000万円以上</th></tr><tr><td>R4</td><td>4人</td><td>11人</td><td>187人</td></tr><tr><td>R5</td><td>6人</td><td>2人</td><td>262人</td></tr><tr><td>R6</td><td>4人</td><td>2人</td><td>114人</td></tr><tr><td>R7</td><td>0人</td><td>0人</td><td>108人</td></tr><tr><td>平均</td><td>3.5人</td><td>3.8人</td><td>167.8人</td></tr></table> ※算出根拠：過疎対策室独自調査により算出（適用1年目の事業者を抜粋。）	年度	制度を活用した事業者の従業員数	制度を活用した事業者の新規雇用者数	従業員数に占める新規雇用者数の割合	R4	7,870人	202人	2.57%	R5	5,229人	270人	5.16%	R6	4,805人	120人	2.50%	R7	2,916人	108人	3.70%	年度	設備取得価額ごとの活用件数			500万円以上 1000万円未満	1000万円以上 2000万円未満	2000万円以上	R4	7	5	77	R5	9	9	109	R6	17	11	131	R7	15	14	153	年度	設備取得価額ごとの新規雇用者数			500万円以上 1000万円未満	1000万円以上 2000万円未満	2000万円以上	R4	4人	11人	187人	R5	6人	2人	262人	R6	4人	2人	114人	R7	0人	0人	108人	平均	3.5人	3.8人	167.8人
年度	制度を活用した事業者の従業員数	制度を活用した事業者の新規雇用者数	従業員数に占める新規雇用者数の割合																																																																					
R4	7,870人	202人	2.57%																																																																					
R5	5,229人	270人	5.16%																																																																					
R6	4,805人	120人	2.50%																																																																					
R7	2,916人	108人	3.70%																																																																					
年度	設備取得価額ごとの活用件数																																																																							
	500万円以上 1000万円未満	1000万円以上 2000万円未満	2000万円以上																																																																					
R4	7	5	77																																																																					
R5	9	9	109																																																																					
R6	17	11	131																																																																					
R7	15	14	153																																																																					
年度	設備取得価額ごとの新規雇用者数																																																																							
	500万円以上 1000万円未満	1000万円以上 2000万円未満	2000万円以上																																																																					
R4	4人	11人	187人																																																																					
R5	6人	2人	262人																																																																					
R6	4人	2人	114人																																																																					
R7	0人	0人	108人																																																																					
平均	3.5人	3.8人	167.8人																																																																					
これまでの要望経緯	昭和45年創設 平成2年度：旅館業（ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業）の追加 平成12年度：過疎地域自立促進特別措置法施行適用期限の5年延長。対象事業にソフトウェア業を追加。 平成17年度：適用期限の2年延長 平成19年度：適用期限の2年延長																																																																							

	平成 21 年度：適用期限の 1 年延長 平成 22 年度：過疎地域自立促進特別措置法の延長 適用期限の 1 年延長。対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加。 平成 23 年度：適用期限の 2 年延長 平成 25 年度：適用期限の 2 年延長 平成 27 年度：適用期限の 2 年延長 平成 29 年度：過疎地域自立促進特別措置法の改正 適用期限の 2 年延長。対象事業から情報通信技術利用事業を除外し、農林水産物等販売業を追加。 平成 31 年度：適用期限の 2 年延長 令和 3 年度：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行。適用期限の 3 年延長。対象事業に情報サービス業等を追加。割増償却に改組。 令和 6 年度：適用期限の 3 年延長
--	---